

## 名古屋市犯罪被害者等支援事業

### ● 精神医療支援

概 要	<p>犯罪被害により被害者本人やその家族・遺族※が、精神医療機関に受診した場合に、医療費の自己負担分の半額を支給</p> <p>(※配偶者(事実婚等を含む)又は、被害者の二親等以内の血族等)</p>
給付内容	<p>○精神医療に係る自己負担額の2分の1に相当する額</p> <p>○給付対象期間は犯罪被害の発生した日以降の初診日から30日以内</p>
対象要件	<p>○被害者が市民である事案であること(発生地は問わない)</p> <p>○被害事実が客観的に確認できること(警察への照会、交通事故証明等)</p> <p>○被害者やその家族・遺族が受診時に市民であること</p>
支給対象外	<p>○被害者又は遺族と、加害者との間に親族関係(夫婦(事実婚等を含む)又は直系血族等)があり、同居していたとき(重傷病等を受けた被害者又は遺族が18歳未満の場合等は除く)</p> <p>○被害者又は遺族が暴力団員であったとき</p> <p>○給付することが社会通念上適切でないとき</p> <p>○自立支援医療等、他の制度によって医療費の減免を受けているとき</p>
申請期限	<p>平成30年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象とし、犯罪行為が行われた日から4年以内かつ初診日から30日以内</p>
必要書類	<p>○精神医療費支援金給付申請書      ○犯罪被害に関する申立書</p> <p>○住民票(除票)</p> <p>○遺族と被害者の続柄が確認できる証明書</p> <p>○精神医療の領収書及び診療明細書の写し</p>
受付時間	<p>午前8時45分～午後5時30分</p>
担当窓口	<p>名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口</p> <p>電話：052-972-3042</p>